

企 第 7 3 号  
令和 2 年 12 月 15 日

行政改革推進委員 各位

霧島市企画部企画政策課長  
(行政改革推進委員会事務局)

霧島市行政改革実施計画の取組状況について（報告）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、今年度の行政改革推進委員会については、ご意見をいただくこととしていた定員管理計画等に関連する法案\*が審査未了等となり、国の動向が不確定なままでは効果的・効率的な議論が難しいこと、また、新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式によって、他者との接触機会を減らす取組が進められていること等から、開催を見送っているところです。

このようなことから、委員会の開催に併せて報告を予定していた「霧島市行政改革実施計画の取組状況」については、誠に恐縮ですが別紙のとおり書面にて報告します。

ご不明な点等ございましたらお手数ですがご連絡ください。次回委員会の開催については、新型コロナウイルスの感染状況及び国の動向を踏まえて検討し、改めてご連絡いたします。

※ 国家公務員法等の一部を改正する法律案 — 第 201 回国会で審査未了のまま廃案

【概要】平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、知識、技術、経験等が豊富な高齢期の職員を最大限に活用するため、定年の 65 歳引上げについての国会及び内閣に対する人事院の「意見の申出」（平成 30 年 8 月）に鑑み、国家公務員の定年を引き上げる。

※ 地方公務員法の一部を改正する法律案 — 衆議院総務委員会で閉会中審査

【概要】令和 4 年度からの国家公務員の定年引上げ（上記法案の提出）に伴い、地方公務員の定年も 60 歳から 65 歳まで 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、①役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入、②定年前再任用短時間勤務制の導入、③情報提供・意思確認制度の新設等の措置を講ずる。

【問合せ先】

霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号  
霧島市 企画部 企画政策課

☎0995-64-0914（直通）

Email:kikaku@city-kirishima.jp